



写

鹿労発基 0801 第 2 号
令和 7 年 8 月 1 日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 川口 俊一 殿

鹿児島労働局長

永野 和則



鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 23 日付けをもって申出代表者京セラ労働組合川内支部支部長中村憲志、
大口電子労働組合執行委員長下小菌祐一及びパナソニックデバイス SUNX 九州労働
組合執行委員長喜禎洋平から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規
定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情
報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 4 号）の改正
決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無につい
て、貴会の意見を求める。